2026 年 3 月 17 日

会　員　各　位

公益社団法人京都府産業資源循環協会

廃棄物の運搬と貨物自動車運送事業法の関係について

平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件に関連し、環境省および国土交通省より別添のとおり事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

今回の内容は、令和 7 年改正の貨物自動車運送事業法に関連するものですが、廃棄物運搬に関する従来の扱いを変更するものではありません。

当協会として、会員の皆様に関係する主要点を以下のとおり整理してお知らせいたします。

【廃棄物の運搬について】

国土交通省は、環境省の見解を踏まえ、次のように整理しています。

・廃棄物処理の主たる業務は「収集」および「処分」である
・運搬はこれらを完遂するための付帯業務である
・発注者との包括的な委託契約に基づき収集・運搬・処分を一体的に実施する場合、運搬は廃棄物処理業務の一環
・よって、貨物自動車運送事業法の許可（青ナンバー）は不要

引用（国交省事務連絡）

「当該委託等契約に基づく業務の一環として行われる運搬行為については、自己の生業である廃棄物処理業務と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であるため、法の許可等を要しないものと解されます。」

つきましては、本事務連絡の趣旨を踏まえ適正な業務運営にご協力をお願いします。

なお、個別事案や不明点がある場合は、問い合わせ窓口等にご相談ください